

(5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【基本的な考え方】

- 保護者のいないこどもや家庭での養育が望めないこどもに温かい家庭を与え、そのこどもの養育に法的な安定性を与えることになるため、特別養子縁組等の推進を積極的に進める必要がある。
- 令和元年 6 月 14 日に公布された改正民法にある特別養子縁組の年齢制限の引き上げにも留意しつつ、養子縁組にかかわる支援の在り方の検討を行う必要がある。
- 特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢がこどもの最善の利益を守るものにするためには、こども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、こどもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

【現在の取組み】

1. こども相談センターでの取組み

- 大阪市では、昭和 31 年の大阪市中央児童相談所（現「大阪市こども相談センター」）開設以来、家庭的養育の重要性から里親専任児童福祉司を配置し、当時は棄児が多かったこともあり、養子縁組を積極的にすすめてきた。昭和 32 年度からの 10 年間で年平均 30 人の普通養子縁組を成立させている。こどもの出自を知る権利を保障するため、養子縁組を行った児童のケースファイルは永年保存としている。
- また、昭和 39 年度から家庭養護促進協会が始めた「愛の手運動」と連携し、昭和 63 年の特別養子縁組制度の発足後今日にいたるまで、年平均 17 人の特別養子縁組の成立を支援してきた。
- こども相談センターが関与した特別養子縁組の成立件数

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
成立件数	13	9	24	10	12	17	13	10	8	15

- 現在こども相談センターにおいては、特別養子縁組が必要なこどもの相談があった場合、家庭養護促進協会への委託事業として毎日新聞との連携による里子紹介記事「あなたの愛の手を」掲載を行う、あるいは近畿圏の児童相談所と連携し、広域で養子縁組里親委託を推進している。

① 家庭養護促進協会（以下、「協会」との連携

- 協会は、「あなたの愛の手を」運動を、昭和 39 年から開始し、児童福祉法上の里親開拓を全国の児童相談所と連携して行っている民間の社会福祉機関である。
- こども相談センターは、行政の責任として養子縁組を進める必要があり、これまでの実績に基づく専門性と安定感のある協会に、養子縁組に関わる業務を委託してきた。
- 協会は、毎日新聞と連携し、大阪版をはじめ近畿の各県版において、毎週 1 回「あなたの愛の手を」欄で、本市のこども及び大阪府・堺市のこどもを掲載し里親を募っている。
- 全国各地から養親希望の里親の応募があれば、協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、こども相談センターは適格性を判断し里親委託を行っている。

② 広域での養親希望者委託推進

- 「あなたの愛の手を」に掲載はしても、養親希望者が見つからない場合や実親が掲載に不同意の場合、まずは近畿圏内の児童相談所に連絡をし、養子縁組里親として登録している里親で該当者がいないか探している。

③ 里親支援専門相談員との連携

- 「あなたの愛の手を」欄に掲載する児童を協会から推薦のあった養親候補者へ委託するにあたっては、児童の入所施設において実習や長期外泊中の指導を行い、各施設の里親支援専門相談員からの状況報告を受けるなど連携を図っている。また市内在住の里親を中心に適宜、里親支援専門相談員と連携しながら委託後の家庭訪問や成立後の相談等を行っている。

2. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る取組

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が平成 28 年度に可決・成立し、平成 30 年度より施行された。この法律により、これまで届出制により行われていた民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業が、各都道府県知事等による許可制となった。これを受け、本市においても、民間あっせん機関からの申請に基づき厳正に審査を行った上で許可を行うとともに、適正な運営の確保とそのために必要な支援及び指導を行っている。

【今後の取組み】

1. こども相談センターでの取組み

①こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進

- ・こども相談センターの児童福祉司は、まず、施設等へ入所をしている子どもの保護者に対して面会の促進を行うが、面会が途絶えたり連絡がつかない場合は、施設職員等と連携し積極的に特別養子縁組を進める。
- ・里親支援児童福祉司の資質向上のため、養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会に積極的に参加する。

②里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握

- ・里親支援専門相談員とは、里親等の開拓から支援までこども相談センターとは定期的に会議を設けるなど連携している。
- ・家族との交流状況、入所児の特性、施設における状態等を把握する里親支援専門相談員から特別養子縁組の必要な子どもの情報把握につとめ積極的に特別養子縁組のプロセスに乗せていく。

③養親希望者募集のあり方検討

- ・協会に委託している「あなたの愛の手を」掲載について、できるだけ速やかに里親が見つかるよう、そのあり方を検討する。

④他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓

- ・協会による「あなたの愛の手を」では養親候補者が見つからない場合や掲載に実親が同意しないケースについては、他府県児童相談所の里親担当部署と連携し、養親希望者のマッチングを進める。

⑤養子縁組成立後の支援

- ・出自の情報や養育相談について、いつでも対応できる体制を整える。

2. 民間あっせん機関における養子縁組のあっせんに係る取組

- ・予期せぬ妊娠で悩む妊婦に寄り添い、専門的な知識及び技術に基づいて、相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行えるよう、民間あっせん機関における養子縁組あっせん業務の質の向上に向けた支援を行うとともに、適切なマッチングが行われるよう指導する。

具体的には、民間あっせん機関からあっせんの各段階における報告を徴取し、事業実施状況の把握及び必要に応じた指導を行うとともに、職員の研修受講や第三者評価受審に係る財政措置を含めた支援を行う。

【目標】

- ・特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における児童福祉司の受講率 100%
- ・令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%